

「平成 21 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 20 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって（案）

平成 21 年 12 月 9 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

1 本日、当委員会は、平成 21 年度末に中期目標期間が終了する 6 の独立行政法人及び日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘いたしました。

また、同日、独立行政法人等の平成 20 年度における業務の実績に関する評価の結果等についての意見を取りまとめ、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。

2 これらの取りまとめに向けた検討・審議に当たっては、各主務府省から見直しの検討状況やその考え方について詳しくヒアリングを行うとともに、委員自らが現地に赴き実情の把握に努めながら、精力的に議論を行ってまいりました。本年 5 月以降、独立行政法人評価分科会、ワーキング・グループ等の開催回数は、延べ 50 回以上に及びます。

3 「勧告の方向性」については、本年 9 月に新内閣が発足し、独立行政法人を抜本的に見直すとの政府方針が打ち出され、一部の法人を対象に行政刷新会議による事業仕分けが行われている中で、当委員会としても、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないとの認識の下、対象の 7 法人の主要な事務・事業を徹底的に見直す方針で取り組みました。

その結果、事務・事業の重点化、具体的な目標の設定や成果の検証等による改善、保有資産の見直し等の指摘をしております。また、各法人に共通する事項として、給与水準の適正化、契約の適正化等の指摘も行っております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の効率的・自律的な運営に大きく寄与するものと確信しております。

今後、各主務大臣におかれては、本年の予算編成過程において、今般の「勧告の方向性」の指摘の趣旨を最大限いかして見直しを進めていただくとともに、独立行政法人による国民に対しての一層効率的で質の高い行政サービスの確保のため、御尽力されることを期待します。

- 4 「平成20年度における業務の実績に関する評価の結果等についての意見」については、平成21年3月30日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、今年度は新たに、契約の状況のほか、給与の諸手当及び福利厚生状況についても実態調査を行いました。調査結果については、各府省の独立行政法人評価委員会等の評価にも資するよう、調査データを提供するとともに、政独委による評価にも活用しております。このほか、評価の適切性を確保する観点から、事業の必要性を含めた評価を行うよう、指摘を行っております。

各府省の独立行政法人評価委員会等におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の「年度意見」を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しております。

最後に、独立行政法人等の適正な運営には、国民の皆様の監視と御理解とが不可欠であります。当委員会としては、独立行政法人等の適正な運営を確保し、その経営の質の向上を図るため、今後とも積極的な活動を行ってまいりたい所存でありますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上